

(第1条関係)寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第69条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2 _____に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第69条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係)寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第6条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2 _____に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。第72条において同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第6条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。第72条において同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の</p>

生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 ～略～	生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 ～略～
------------------------------------	------------------------------------

(改正附則)

現行	改正案
	<u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>